

横芝光町告示第73号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記のことを指定納付受託者に指定したので、同規則第50条の2第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦

1 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所

- ・SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- ・株式会社千葉銀行
千葉県千葉市中央区千葉港1-2
- ・ちばぎんカード株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
- ・株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- ・PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- ・株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階
- ・楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
- ・株式会社JALUX
東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス12階
- ・株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

2 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金

4 指定納付受託者に納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで